

●香川県広域水道企業団監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年1月27日

香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦
同 武田宏之

1 監査対象機関

総務企画課

財務課

財産契約課

計画課

浄水課

工務課

水質管理課

高松ブロック統括センター

中讃ブロック統括センター

西讃ブロック統括センター

東讃ブロック統括センター

小豆ブロック統括センター

広域送水管理センター

2 監査対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 監査対象事業

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査実施期間

令和4年6月21日から同年12月2日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次のとおりである。このほか、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳重かつ適正な管理に留意するよう要望した。

(1) 監査委員総括

事務処理等の一部において改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行に当たっては、指導事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

(2) 指導事項

ア 契約書に記載された遅延損害金の率が、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率と異なっていた。（計画課）

イ 予定価格を記載した書面に氏名の記載がなかった。（計画課）

- ウ 契約等により、年度で支払金額が定まっているものについて、支出負担行為ができていなかった。（東讃ブロック統括センター）
- エ 貼付された収入印紙の金額が誤っている変更契約書を受領していた。（中讃ブロック統括センター）
- オ 工事関連書類に決裁者の押印がない書類があった。（西讃ブロック統括センター）
- カ 仕様書に記載されている書類が、提出されていなかった。（高松ブロック統括センター）